



土地区画整理法第76条の許可申請について

土地区画整理事業の区域内で、次の行為を行おうとする時は、女川町長の許可が必要となります。この許可申請を行う場合は、事前にご相談ください。なお申請から交付まで2週間程度かかります。

許可が必要な行為	1. 盛土、切土、埋め立て等による土地形状の変更
	2. 建築物その他の工作物の新築、改築、増築
	3. 重量5トンを超える移動の容易でない物件の設置もしくはたい積

お問い合わせ先: 復興推進課 土地区画整理係 電話: 0225-54-3131 (内線236, 237)

残土の受け入れについて

受け入れにあたっては事前の申込みが必要となります。詳細な手続きの方法はお問合せください。

- ① 建築主(町民等)と建築を請け負った事業者(ハウスメーカー等)の連名で申込みをしてください。
- ② 受入残土は、復興事業地内の造成地から戸建て住宅及び同等の建築工事に伴い発生した土砂とします。
ただし、杭基礎、地盤改良等の基礎工事に伴う発生土は受け入れしません。
- ③ 清水地区内で受け入れを行っています。
 - 受入日: 毎週火曜日・金曜日(祝日を除く)
 - 受入時間: 午前9時~正午および午後1時~5時
 - 悪天候の場合は、受け入れを中止します。

お問い合わせ先: 復興推進課 土地区画整理係 電話: 0225-54-3131 (内線233)

土地・相続などの課題解決に 無料相談窓口をご利用ください

土地・相続の課題、**建物新築**時の手続き、その他不動産・法人登記に関するご相談は、**女川司法書士相談センター**(野球場北側)をご利用ください。

予約優先ですので、なるべく事前連絡のうえお越しください。

開催日:
月曜~土曜(祝日を除く)

時間:
午後1時から
午後4時30分まで

電話:(予約優先)
0225-50-3001

10月の開催日						
月	火	水	木	金	土	日
						1
②	③	④	⑤	⑥	⑦	8
⑨	⑩	⑪	⑫	⑬	⑭	15
⑯	⑰	⑱	⑲	⑳	㉑	22
㉓	㉔	㉕	㉖	㉗	㉘	29
㉓	㉔					

※1日(日),8日(日),15日(日),22日(日),29日(日)は休みとなります。

